

山口県報

令和5年
9月5日
(火曜日)

目次

- 告示
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)……………一
- 公告
契約の締結(物品管理課)……………一
- 公安委告示
警備員指導教育責任者講習の実施……………二



山口県告示第二百五十号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

令和五年九月五日

山口県知事 村岡 嗣政

一の表中

七四四 徳地堀一

を

五六一の一 徳地堀一

に改める。



(二六一) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和五年九月五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
除雪車 一台
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和五年八月三日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
UDトラックス株式会社 埼玉県上尾市大字壱丁目一番地
- 六 落札金額
三千四百三十二万円
- 七 入札公告日
令和五年六月二十三日
- 八 その他
(一) 契約担当者 山口県知事 村岡 嗣政
(二) 調達方法 購入
(三) 落札方式 最低価格



山口県公安委員会告示第三十三号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和五年九月五日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習（法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七條第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）

令和五年十月十六日（月曜日）から同月十九日（木曜日）までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月二十日（金曜日）の午前九時から午後五時三十分まで

イ 追加取得講習（講習規則第六條第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。）

令和五年十月十九日（木曜日）の午前九時から午後五時三十分まで及び同月二十日（金曜日）の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二條第一項第三号に規定する業務（以下「第三号警備業務」という。）

(四) 受講者の定員

法第二條第一項第四号に規定する業務（以下「第四号警備業務」という。）の講習の受講者と合わせて二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第三号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四條に規定する一級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定期則第四條に規定する二級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

エ 検定期則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年公安委員会規則第五号。以下「旧検定期則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定期則第一條第二項に規定する二級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第三号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のオからオまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間

令和五年九月十九日（火曜日）から同月二十二日（金曜日）まで

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）

(二) 二の(一)のオに該当する者には履歴書及び警備業者等が発行する第三号警備業務の従事期間に関する証明書（以下「第三号警備業務従事証明書」という。）、二の(一)のイに該当する者には一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者には二級の検定に係る合格証明書の写し及び第三号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者には一級の検定に係る旧検定期則第八條の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者には二級の検定に係る旧検定期則第八條の合格証の写し及び第三号警備業務従事証明書

- (三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)
- (四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)
- 七 受講手数料
新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千元に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 八 講習の実施の委託
講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。
- 九 その他
この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。
- 一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員
- (一) 日時
ア 新規取得講習
令和五年十月十六日(月曜日)から同月十九日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月二十日(金曜日)の午前九時から午後五時三十分まで
イ 追加取得講習
令和五年十月十九日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月二十日(金曜日)の午前九時から午後四時十五分まで
- (二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)
- (三) 講習を行う警備業務の区分
第四号警備業務
- (四) 受講者の定員
第三号警備業務の講習の受講者と合わせて二十人
- 二 講習対象者
- (一) 新規取得講習
最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- (二) 追加取得講習
第四号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 三 受講申込書の受付期間
令和五年九月十九日(火曜日)から同月二十二日(金曜日)まで
ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。
- 四 受講申込書の提出先
山口県内の最寄りの警察署
- 五 受講申込書の提出方法
受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。
- 六 提出書類
(一) 警備員指導教育責任者講習申込書(講習規則別記様式第一号によること。)
(二) 履歴書及び警備業者等が発行する第四号警備業務の従事期間に関する証明書
(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)
- (四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)
- 七 受講手数料
新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万四千元、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 八 講習の実施の委託
講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。
- 九 その他
この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

令和五年九月五日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市